

## I. 金沢赤十字病院安全管理指針

---

### 1. 基本理念

継続的な医療の質向上の活動を通して安全確保・事故防止に努め、質の高い医療を提供する。そのために安全を最優先に位置づけ、医療安全管理を個人の努力のみに依存せず、計画・実施・評価・改善のサイクルにより迅速な対応を行う。また、院内の情報共有や職員の医療安全に関する教育・啓発を通じて安全文化の醸成を図る。

### 2. 基本方針

- (1) 組織として医療安全に取り組む。
- (2) 職員が医療安全に取り組む環境を整備する。
- (3) 患者・家族と共に取り組む。
- (4) 地域社会に対して情報を公表し、オープンな姿勢を示す。

### 3. 組織

医療安全管理委員会で、院内の安全に関する事項について検討し、リスクマネージャーが中心となってそれを実行する。医療安全推進室が実務を担当する。

### 4. 事例報告に関する方針

インシデントレポートは医療事故につながる可能性のある問題点を把握し、再発防止策を講じるための機会と捉える。そのため、全職員を対象にインシデントレポートの報告を義務付ける。報告した事を持って、当該職員に不利益な処分は行わない。

### 5. 医療事故発生時の方針

医療事故発生時には、患者の救命を最優先とし、医療上の最善の処置を講ずるとともに、患者・家族に誠実に説明を行い、事故報告書を速やかに提出する。さらに、事故の内容を明らかにし、再発防止策を早急に検討し、職員に周知徹底する。また、医療事故調査制度に基づき対応する。

### 6. 職員の医療安全研修に関する方針

医療安全に関する基本的な考え方や、医療事故防止の方策を周知徹底することで職員の安全に対する意識を高め、安全な業務の遂行のための能力の向上を図る。

### 7. 情報共有に関する方針

本指針は当院のホームページに掲載する。指針に関する問い合わせは医療安全推進室が対応する。

### 8. 意見・苦情への対応方針

患者やその家族からの意見、苦情には医療安全推進室が対応する。

### 9. 医療安全管理指針の見直し及び周知

本指針は必要に応じて見直し、改定すると共に、研修等を通じて職員に周知する。